国立公文書館
National Archives of Japan

宮内省圖書寮

明治十二年購求

国立公文書館
National Archives of Japan

沙斯黎卷之十　宝永

城南の松乃市丹
粉羊乃刈
伊勢乃国安濃郡
春陵乃象祠
筑州白山寺妙理権現
馬櫪神
想田社事実城
熊野新宮浦の祢宜
勲位
陽病則修勝

葬乃刈之
神代卷曰所之小島
祢宜大夫乃称
善光寺四号
栗花落尼寺
挨農抄抜抄
左今濯頂至極血脉書
陳元贇拜敬公寝後詩
宦府宣　廳宣　欽状
熊野乃文

詩云宜兄宜弟
敷國乃德演道
彩戲
赤國古人乃字
諸唱次第物の舞
伊勢両宮西遷宮
同勅使祭
同奉幣祭
同内宮神宝祭
同伊庭奈波安の舞所
俗中云内宮八十末社英
君主臣敬ふ祭ふ事
日本三不足
石上足跡
西南東北の風気
荒田利敬乃生示
同皇如奇祀
同公仁ち帝祭
同大宮司祭
同祢宜叙爵祭
同月次の祭
外宮四十末社乃事

屠蘇
同忌言須の南八幡社蘇
鹿道
中務寺屋英神戸寺厨
播州祭路惣社
月華水
二酉大皇麦ちと降し
美乃國土波祭日吉尺祠
賀茂社伊尾を楽寺
中務祭三宝村年祭を
石代祭君寺ちつき乃賀
陸奥國桃生祭日言乃八神社
伊勢宮言乃舞

○寛文二壬寅城南手水松乃流市井を流れ出し此時
刑罰乃場を春日井郡土岐村ふつ乃る同郡乙巳
尾乃総をこゝ乃つ依て乃流死乃ふ同七年丁未
小牧新市をくゝめらるゝ

○葬をハウフルと訓する火葬乃流火葬るカノカヘシハナリとゝ
る也日本紀葬をおさめまつると訓てたゝまつると
訓せらる也

○羚羊をかくと訓する度なゝ獣とする也

○神代巻曰處こ小島皆是潮沫乃凝豆成者矣
此解諸家皆あやまれり海中を取たゝる乃
ゝ潮沫ゝ生ゝ波浪乃査滓沫と凝て小大

[illegible]

○ 正公在世時高清万治二年己亥二月九日寂同
十四日葬法
誠公法号清雲宗[illegible]
○ 大禮ヨリ祢宜大夫乃称ヲ拾ヒ祝宜乃官位ヲ授セ
[illegible]社神人自称ヲ素大夫ヨリ代ヒ同称ヲ
唯[illegible]世潛上ヲ[illegible]俗称乃素左衛素[illegible]
[illegible]習俗乃変ヲ[illegible]事歟[illegible]

○ 代酔命ヨリ春陵乃象祠一象ヲ塑シ丹朱ヲ彩ル一猪
形ヲ鑿ル如ヲ午ヲ庵あり百牛ヲ塑ヲ画き牛ヲ
[illegible]ヲ[illegible]ヲ密家曼荼羅ヲ象首猪形乃像多
[illegible]ヲ元道家乃祭乃神像ヲ私ヲ取テ仏像
[illegible]

○ 信乃善光寺四ツ門イ号

東　定額山善光寺　　西　不捨山浄土寺
南　南命山無量壽寺　　北　北空山雲上寺

妙観院大勧進一人　本願一人　衆徒
中衆十五人　妻戸十五人

○ 甲申七月府下真福寺ヨリ筑紫白山寺妙理権現

乃神像なりと十一面観音乃小像也是三山乃中
峯大法前乃本地佛なりと一説内陣乃峯に弥陀
院別山に聖観音を地金剛剣に不動檀乃神に
聖寿十一面聖観音如宝に雨宝童子延命地
蔵菩薩一万虚空蔵菩薩とも仏様社に一所とくく佛
号薩埵なり手供僧小番吉祥起なりと内陣に
伊勢諸尊大法前に中臣伊勢並に別山に忍熊耳尊
なりとなり菊理姫に白山なり神号
安産とも小人を始にして子孫相続一番祀を奉
養応永元年四月細日越智山乃僧春澄道を所きに
此年まて一千年に及てり仏を宗とせし越前平

泉寺真言宗なりて加賀州白山乃僧侶也夫延喜式に
加賀國石川郡白山比咩神社と載せり元より越國に
神祇官なりて陽を天に延喜式に載せ越国に
方乃高山四時雪を冠り仏法に誠を信霊乃神いちち
きるを也今に浄屋氏乃為に領せる皆仏ともなり
別当依経中宮に三社とも岩本金剛下白山に三
宮なりと事盛衰記に見えたり

○
白雨を降らしめ洪水をなす三梅雨なり今の一所
とも云ふ亦曰ふ或曰塔野谷田沢那丹生山田庄
原野村むらより栗花薗左衛門尉為忠代に住来
なり伝云橘佩右大臣豊成乃娘也藤姫山田庄人

[illegible]ふ[illegible]の妻にして一男を生む[illegible]利とふ
嫁所にて夜毎に骸を取り[illegible]ましかば[illegible]
栗樹花[illegible]に[illegible]泉湧出せり[illegible]く天[illegible]
白滝の墓を毎月天女と[illegible]
任[illegible]栗花を[illegible]
[illegible]毎年梅雨の時水湧出る[illegible]世人[illegible]
[illegible]を按ずるに男子三人女子[illegible]人[illegible]
[illegible]麻呂心比丘尼[illegible]
[illegible]俗伊野設[illegible]事多し
○馬櫪神の像両足の下猿と猪[illegible]
[illegible]剣を持[illegible]宋[illegible]国を
[illegible]を馬のまとに 埃嚢抄

○表背燈表背輪表背
袴具ありひかるたるかをとんかをとりふた
あやかれ

○條ハ筋なり一条ハ一てもちなり諸國風土記に大道故
一条とふ

○拵撰墨怒拴掇撃壁帯

○暖簾 布垂也

○世渡扉 小居人屋乃扉也
宵戸とふ

供備菜 仏或ハ古考に備ふ
[illegible]

以上埃嚢抄

○内侍所供御二膳 一膳ハ伊勢太神宮
一膳ハ熱田太神宮

大床子進物二膳 朝一膳太神宮
夕一膳熱田神

右見熱田百録下巻

按ずるに熱田を崇めゝ草薙劍を以てもり

○尾張第三宮熱田社

見平家物語　一に真清田　二に大縣　三に熱田

○日本第三鎮守熱田太神宮

見熱田本紀　一太神宮　二八幡宮　三熱田

○古今灌頂至極血脉書と云ふ事古と必信に決なる

ものゝ中乃せたなる伊勢物語灌頂書と同しく妄

説なり但し古今巻乃為を乃せたり疑

ふらくは古今を仮てと事付たる

第一初花乃巻
第二為浪の巻
第三女房男庶の巻
第七子島北巻
第九逢坂乃巻
第十一桂河の巻
第十三多羽の巻
第十五河内の巻
第十七松伝の巻
第十九林山の巻

右二条融院乃法門二十人乃人を仰せて古今集

第二高野の巻
第四秋風乃巻
第六泉山の巻
第八入日乃巻
第十吹滝乃巻
第十二刈豆の巻
第十四伊勢乃巻
第十六角火乃巻
第十八見限の巻
第廿百姫の巻

故に所々にて講せしめ給ふ人々巻々乃係を考
て養供せしめ給ふ人々

律師幽仙　重明　津守長國　源頼娘
源宗平　紀是岳　藤原雅俊　在原元方
平元親　藤原惟岳　紀時文　紀貫之
菅原為時　源忠　橘美材　菅原兼輔
大中臣能宣　坂上望城　大中臣輔親
清原元輔

右乃二十人乃分仙を講せ給ふ所の名々を所の系
を記し給ふ也と云ふ或内裏或伊勢住吉
すみの江河淀打板にて講せ給ふ也と信ずる

○熊野新宮毎年九月十六日神輿を松ヶ乃せまりて
渡を次乃形を庶民ともて紅葉の錦繍をきせ紙
笠を小ぶる乃尾根にて乃ぼる次い神人多く乃ぼて
落ぶ乃ぼる事に沙汰を漕使ふりて丹生ふて
神輿をつ土月十六日帰座乃ぼりとて庶
民かるしかるもとりよ

○明人陳元贇謁拝敬公寝陵　寛文二年壬寅冬

寄跡東溟數十春　感公升汁活窮鱗
幾年罔闕瞻無自　今日玄宮拜有因
驥困塩車憐伯樂　龍埋神剣鞾豊城

自注云城音申古韻通用唐李適詩
化蓼點洛陽柳絮飛花散滿城

白頭一滴酹知涙　銘德千秋永不磷

平去巳亥乃ち月低物君叙爵乃法ニ与こ[illegible]
[illegible]幣伏ス寢陽ニ[illegible]ス　古松峯ハ老ひ[illegible]
[illegible]ハ去風ハ[illegible]解ス[illegible]ス[illegible]
[illegible]ス　誠ハ此山乃並ス屋法ニ神社[illegible]
[illegible]ス[illegible]ハ先公四[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ス[illegible]ス[illegible]ス[illegible]ス[illegible]
勝乃名ハ豊命ヲ藩國乃國造ハ定メ[illegible]ス武乃名
小子孫連鉏鈎ヲ[illegible]ス代ス顯任の守助
[illegible]ス[illegible]ハ小野高乃摂政実頼ヲ屋法房ニ封
[illegible]ス[illegible]ハ敬公ス[illegible]ス封邑ヲ

稱奉る

○神皇正統記ハ上古ハ勲功ヲ[illegible]官位ヲ[illegible]
事ヲ[illegible]ス常乃官位ハ上ニ勲位ヲ[illegible]
一等ヲ[illegible]ス[illegible]ヲ[illegible]
て一等ヲ[illegible]ス[illegible]ハ人ヲ[illegible]ス勲功高く
乃ヲ[illegible]ス[illegible]ハ位乃下ニ従三位乃上ニ列ス[illegible]
乃ヲ[illegible]ス[illegible]ハ位ヲ[illegible]て是ヲ兼タル[illegible]

○官府宣ハ摂関ヨリ出ル文書　廳宣ハ別書宣ヨリ
検非違使別当乃下ス所の文書ヨリ勅文諸家事
ヲ考ク奏ス文歟惟ハ諸臣ニ事ヲ[illegible]て勅ヲ[illegible]
書也

○陽病則陰勝故馬疾則卧陰病則陽勝故牛疾則

立

見造化権輿和俗馬ハ立ヒとかく牛ハ神ヒとかく

[illegible]

○亀蒔等きい遠呂記[illegible]

○詩云宜兄宜弟

このりこふまろしくとこたけ[illegible]と云ふ

こる赤なくく詩乃對ふも春杯澧珀薄これも

赤うすしと淡すてうちくと淡うけ氷漿盌碧

瑪瑙寒をちさきもといひ使わ使てこれ

何を以て知る賜詠ハ我いすもり必俗世ものせ

ちくハ山遠雲埋行客跡ちつむもちきハいひつめて

下乃對ふ知ちしうつことといひけて松寒風破旅

人夢やふることいひ終まりこれすてひ[illegible]と元

菴老人こを実ち今日春ハ万紫集にあ[illegible]詩取

生ーハ人ハ生と賜詠乃ちく淡ちハせることを

忘ちしかこと

○先公薨後近臣奉諡号於其家或問可奉祀乎予

曰謹按無君主奉臣家之禮昔漢元帝時玄成等

奏曰春秋之義父不祭於支庶之宅君不祭於臣

僕之家是知君主不可奉於臣僕之家今浮屠氏

漫奉高貴之主為仏事者是貪擅施也嗚呼君在

世若有臨於臣宅則數日以前洒掃内外而謹厳

島今君甍後奉其主者似忠孝而其実戻禮瀆神
耳

○我國修験道ハ一種乃異端ニて唐土乃道士共
ゝとゝまして淳房氏ゝ小ゝ家を立役優遠塞を
始祖とせり今本山第山乃西洲あり第山聖宝を
中興乃祖とす其ゝ大峯乃ゝ道ゝ多別あなりゝゝ
報恩寺実ハ永八年乃事あり本山乃ゝ五社
熊野三山検校と号す中世ゝ勅許乃号ゝ
熊野法華乃間ゝ僧を先達とゝ為ゝ役ゝ行者
熊野ゝ金峰ゝ登ゝ熊野ゝ出峯
とゝ本山ゝ出峯とのゝ侍る

○日本三不足
鞍馬無福人　八幡無武勇　多賀無長壽
いにしへ乃代乃俗諺ゝ夫鞍馬ゝ寺ゝ西門ゝ毘
沙乃福を祈るゝに山上乃俗乃笑ゝ何ゝ
八幡ゝ宮乃多護神ゝて武勇乃人を笑み
多賀ゝ寺命長壽を求ゝ祈ゝて神人命絶きゝ
多ゝとゝ是ゝ多賀寿天ゝ皆天ゝ有ゝて求ゝ
る能ゝ人乃是人もゝて為ゝ恨ゝ世ゝ人哉

○影戯ゝかけまゝ也明宗吉ゝ詠ゝ新題ゝ考ゝて

○星様勝覚錫蕚山國海辺有一盤石上印足跡長
三尺許常有水不乾称為先世釈迦仏従翠盖岐

求登此山足跡至今尚存

○菅原道真公字三 世称菅三 文屋康秀字琳 称文琳 平貞文字仲 称平仲 三善清行字耀 称三耀 紀長谷雄字寛 称紀寛 此類猶多 古人有名有字 中世以来無字 我先公義直公字敬 称源敬公

○東西南北乃風気ハまた所に拠つてあり是山川乃気限りあるゆへなりまた我尾州乃ことき西ハ勢海にして多度なと田上乃山々乃切れ目より東ハ三河乃猿投山まで空中とても遮るものなし然れハ東ハ猿投温なくきよし猿投より東の山々を白き山々と呼ぶ三河の西方なる北ハ近多度乃西を近北ハ別てさむくあたし是亦北江より東ハ北ハ近き地にして西ハある山乃なき風をはげしく受くる乃土地ハ一邑乃中にても南ハ暖に北ハ寒し一村によりてもまた然るを況大なるにてハ天下乃四方あり小なりしてハ一家乃内乃左右にあり

○辨講習次第抄

書肆に新刻乃本あり神代巻講習次第抄と号して十二巻に作る乃由しるして惟足伝流乃本也世に拙き妄作乃にしてたゞ人謬論詭説ことく将するにハ是をわかたん今そこ二三を挙て童蒙に投くべく以て奇異乃非解を排く

抄に曰く神地神海神乃宣言して伝へたりし古伝
和訓を本とし
按ずるに謙斎の伝は正しき所数なり風巻に載せる吳
邦乃人いとも巧言を以て附会せるものなれども
て亦た地海乃神を述ぶ云々夫海地乃和ちる事を
異にせる神代海邦の名二義あり一つは海水乃
吳一つは海陸乃吳なり地邦海邦と別るべきなり
信じ伝へし仏書乃たとへ倫龍宮の説を別つべ
けんや豈吳邦巧言を附会せるにあらずや
無上吳宝唯一神道揖徳等云々
明治廿七年吳宝乃伝へし方士乃書にして道書の

多く出つ唯一の荘厳なる乃仏書乃事也これ
吳邦乃巧言ぶり所なるを以て素國書を附会
せるに同じ巧言加持に護と自行乃為にて即身
義乃秘秘記ぶ詳也固より粉氏乃事也拙るを
八家習合乃伝を世に神道加持と附会乃伝を
なる伝を加持乃宗也なれば粉家乃伝なるを
新しく新しとする為に更揖乃字に倣ひ揖かし
乃ものにてかちぶ所なし文盲乃巫祝に命得りて
なる
ま仕る為にまま情に乃伝なれば神道者
なるに吳邦乃事なれば也七巻津連彦の
下に神変神通神力三元物物ぶ例の卜氏り

説なり三元三物三行ホイ道家乃名員なる事を
弁ずるなり
震旦ハ伏羲氏出生し大己貴神の顕國玉と称す云々
西天竺釈迦仏出生せしも國作大己貴乃形被八阪
瓊而長隠於八十隅治幽事玉ひし國事老君云々
大灌頂神咒経ハ三聖を震旦ハ出ます説あり其
故乃徒妄言固よりいふにたらず唯今乃神
学者乃氏新説を立て聖神を漫し海舟氏と
同しく説をなす者多くして怪しむべし
○生乃初例顕在也
あしまるハロマレマス乃音使なるを志ル拙ウマ

乃切アちり無乃謬例粉ふべし
彼無跡云々
蓋神乃言ハ全く仮家乃説なり何を其邪乃巧
言を用ゆるや
檀城ハ堅木乃屋称也云々
カシキ子ハカシコ子乃音使なるを志て文字ふらり
附ムこせり
數色葉云々無い者ハ先学本の義と云化を以て
なるとこと
右妄説ハいろは字を以て後ろと云化を作り
て妄言せり

貴乃宮御宮ゟ出ては親愼と称す云々
ムチさゝと乃青候ゟ〳〵ゟ出ては哀
主也
天津神籬及天津盤境凡神躰勧灵符等唯受一
人進退云々
芒国ゟト氏一家近代乃仏為羅山子ゟ出て
ゟ〳〵かゟ寺亦神号家輝ゟ亦を詳ゟ出
也勅使仏者乃〳〵ゟ灵符ハ道家乃仏業唯受一
人ハ張天師ゟ出ゟ而道書ゟ乃〳〵ゟト氏ゟ出妖
妄乃説を窃て一家乃言を以人を漫祀を
漫乃悪む〳〵ゟ

一井云々此井ハ海底ゟ在〳〵高天原乃冥門ゟ
天津云々島居ニ比園形也云々
時ゟトリ井乃仏を〳〵弁〳〵仏何を神書乃解を
おさんや

飯い略て

○年魚市郡一柳庄荒子村観音寺乃西ゟ花田氏の
旧地あり菅原利家ゟ而ゟ生地ゟて
○伊勢二所太神宮正遷宮
持統天皇四年庚寅九月内宮遷宮 自典造暦 毎二九年
同御宇六年壬辰九月外宮遷宮 同上

按内宮自庚寅至元禄二年己巳九月迄宮
共四十八度此外假殿迄宮多矣亦非常迄宮
有之外宮自壬辰至元禄二己巳九月迄宮
凡四十六度是亦假殿迄宮時〻有之
夫太神宮非常迄宮依成修補或火災或怪異
等也然後花園院永享元年七月神人為闘乱
瑞籬穢損依之同十二月九五日外宮迄御假
殿後土御門院文明十七年二月山田之輩設
私關於岡本依之守治之輩訟國司即令之然
不服村上掃部介武則為張本人國司將討同
十八年十二月九日山田輩拠宮中守治与之

戰九二日守治兵入宮中山田兵逃亡武則一
人帰宮中放火自殺依此穢同九四日一祢宜
朝敦奉御巳躰迄旧殿明年長享元年九月三
日迄御假殿云〻

○皇女齋祀七十五人
自豊鋤入姫命至芽子内親王

○勅使始
天武天皇元年壬申遣路直益人拜宗廣

○公卿奉幣始
聖武天皇天平十年五月自右大臣正三位橘
諸兄至後醍醐院嘉暦三年凡百十五度其後

断絶後光明院正保四年九月十五日奥行勅
使参議従三位藤原綱光其間凡三百十七年

○祭主始御食子大連児屋命一世
推古天皇十六年始至景忠卿凡六十人

○大宮司始香積順氣河州錦織郡人
孝徳天皇四年始任至擢宣朝臣山守十四人
諸氏混而任之自中臣比登以来不任他姓

○内宮神主始祖見通命荒木田神主遠祖
祢宜叙爵始聖武皇帝天平九一年四月祢宜外
従八位上首名忍人名叙従五位下圓融院天禄
四年祢宜行真叙従四位下後醍醐院元徳二年
四月十七日一祢宜氏成叙従三位
以上見神皇雜用先規録

○内宮七所の宮の中ゝて伊佐奈岐宮の西北風
宮乃浄橋乃内及後乃後所北西ゝまゝて川の端也
興玉乃宮ゝ社ゝ注迄宮の度ゝ所ゝ也
乃乾乃方石積乃所也
外宮四所の別宮及後の西所ゝ土宮乃西ゝ
宮宮乃浄橋乃内ゝ先七所四所乃浄神ゝ
西ゝ社ゝ
所所所也西ゝ
○倭姫内宮八十末社外宮八四十末社ゝ

神と神道或問ふ人ありしに今按するに内宮乃
法殿海西大宮乃異なるとくあり者大山祇神社
より北に当り東より南に亦西へ廻り小或南へ廻りて
南より西へ出て大土法地法子神社へ廻る
凡六十八所也外宮大宮乃坤神を石壷より西へ
北へ廻り東へ廻り南へ廻る者の異なる者一宮
須野乃神社より高向神社へ廻て四十七所也其中者
四者十六者十七者十八者也亦者七の七社を
高丹をなるし祖を建て東北山祖の社也乃制なて
中世なてはなるしと神道或問ふ人ありし

○屠蘇　本草綱目陳延之小品方云華佗之方也

赤朮　桂心各七匁　防風一両　蔆莫五匁
胃椒少　桔梗　大黄各五匁七分　烏頭炒二匁半
赤豆十四枚

我朝典茶之方

白朮　桔梗　胃椒　防風各一匁　内桂五分
大黄二分半

白散　桔梗　細辛　白朮各一匁

度嶂散　麻黄一匁　胃椒　細辛　防風
桔梗　干姜　白朮　内桂

○美濃國土岐郡津田庄日吉郷祠源三位頼政創
建正親町院永禄元年九月九日冬同二年八月

八日再建遷宮 御史西尾宮内代也及日吉住人小栗介三郎藤原長廣等営之 元禄十五年重修

○清水言須乃南かちあいとりの所八幡乃社境内吳弗ありとて吉弗乃大なる物にて周四方寸あり七八叢生し侍る八月筍を生し三年目に枯て茎生す

○今乃俗伊勢を神宮乃と俗尾を樔尾と唱て於義乃社亦蒙髮乃人を樔守と唱尾棚尾社なりとの俗尾自局將乃毒体なは弘法乃西行法師乃西行修行乃時ひいとゆこうしゆ

ものをりむきてゆ流内かるかる

まさい俗りたとおもふ

と俗しも根尾乃荒所にて乃事也日吉乃大宮也

俗形乃人い將とより白髮乃人乃手を乃尺とり乃と俗乃狩民

礼をそして乃を乃尺乃乃尺乃

○魔道 魔王 魔氏 魔子 神道 大力鬼飛行 地行羅刹 夜叉 邪道 精灵妖 賊邪人

ゆ摩厳を生とり神道乃字易乃大俗ゆ乃を

どりて巫祝乃りまとゆ仏書乃大力鬼行乃

謂りて虚説乃事を神を生とりゆ易ちり

○中清郡三宅村午頭天王祠あり ゆ海東郡津島

社乃おちりとゆ所ゆ無案正月廿六日津島祭若狭

談乃日三宅乃祠官一村民を率ひ神輿を迎て

津島乃祠ゆいとりて奏て 古へより桑田三郡村々也 牧津島乃度

神人ともに三宝を敬ひ社を履所として鎮石
有て是を[illegible]て[illegible]乃所を[illegible]
こゝに神祇乃社あり疑[illegible]伊勢乃氏命乃
此社を建る

○中嶋御園　在中島郡今為春日井是大神三月
所齋行宮也

中島神戸　延喜式尾張國四十戸是也

中島酒見御厨　今号酒見村神明社

愛知郡一柳御厨　今称荒子村猶有二柳庄及
御厨之名

此等乃地ともに皆神明乃祠あり然ども調庸田租の
神宮に納する事なく只その年を存るのこ

○我先大夫人千代姫君　五歳乃法華乃経猶お
國家光公より春盛を[illegible]
愛[illegible]
源氏養乃絵[illegible]
[illegible]
[illegible]事是のこゝ[illegible]

今武城西外山法御蔵ニアリ

○或問播州姫路に恵社とゝ[illegible]社あり額小軍八所四こ
位摠社伊和大明神とゝ軍八所とゝ神号[illegible]
先に官乃涙をきくに勲八等四位乃[illegible]
と拙ゝに伊和と号する社或る三所を明乃祇伊和都比

賣神社赤穂郡比賣神社此二所小社なり完要記
伊和座大名持御魂神社と云ふ神大社なり今所
謂一宮と云ふ也姫路の伊和明神も亦大名
と云ふ伊和都比賣乃神なり
と云ふ所なり社官乃宿住を伊和宮と云ふ
○陸奥國桃生郡日高見神社あり式内社なり中古板
乃文に日高見或云高日と云ふ一所と云ふ
○月華水　女人月水なり法華経なり出ッ
江都なる少女初めて月の乃時を初花乃板
俗と稱して我をき一門を宴云ふ
○家廟を建て先を奉る遠を追乃祭
て
社稷を立て多数を祭すこの民を仁す
乃美を家せり此世人を怪を尋ひ呉を好み巫覡の
妄誕なるを先王乃礼奠を廢此礼を乱るこの多
上古ゝ云へども此弊あり貴重黎了命一地天乃
通を絶ゝ云へ巫民曰悪神人雜糅巫矯妄而誣天
罔民也昭明委世を上に昏く民に小迷に神を黷
礼を慶すをきいまだ省ける事を痛む夫
我皇大神ゝ云ふ國祭乃宗廟なり神仙胡仏乃教に
所ゝ氏奇怪異呉を以て
を臣下乃私幣を捧ず巫覡乃左を左を
ホ祝友なて巫覡
考廣なるゝ氏　祭ゝ之礼を用て官長人あり是天子

本を本とし世に近世迄あいだ乃誠に治世王道
終に明らかに現僧妖術を以て上下を誣け代々を
中世紀州熊野社を以て異あるとして云以下巻謂
して猫を祈る熊野社国祢と漢祢とを一社二の神とする後一社今
多乃者人伊勢乃神と云ふ信ずこと久しくして熊野信
を所を絶ち異なるを以て朱子正理彫食乃神侵
久して示絶滅すと世話に今諸人伊勢亦東国乃
乃宗廟なるものを去て民家にて乃ち熊野を
信ずるに神異を術奇怪を信ず家もて祀もて
多を去つるに私慾を行る祈祷肉人乃祠
宜しきに巫覡乃徒に祈禱を業とし

陰陽家者流を称して禊除を業とし事示数百年
及人を殺中ことし乙酉乃春例年も示去の人多
かりし室四月乃時より京洛祇昊をいのり剣を
或い数十里乃所を二三日を徒を世ましまい死せ者
を葬りし者人恙なく伊勢より帰りし昊あり
ましいこと示大麻を降りし示来の一旦大麻を化
せし示乃怪説百を作り数しく雑説志異文
まもいし衆肉一時に妖昊の言をみして諸人狂
せることく人乃妻子を者僕従を穿眠をもいす
家を逐出ることく足を去ることを示して乗資すること
亡い家乃事業をも人の妖示付て国者多し屈

人乃ゆをこのめるやかく俗ゆ俗を以て俗を
ちんとするかとも俗井とし知を持て俗に
俗糸毒の人孫多くちりくゝ六月乃ゝ
一日より二三万人より及ひ是より東西諸所色色
やき立くゝ俗もくゝと糸るゝ程より京田舎乃老幼とへて
高川流しまい毎日六七万人も流しけるかや 幕府
下令用まこいたしもを沙汰ありしより六月乃始市
井乃童三日乃内より糸毒し俗より帰りしまを求めける
麻笹社より義しとて人乃ゝ多ゝ所亦伊勢乃ゝ
降りし大麻を受ひ花ゆ延しより多大麻と作せし
ちんとゝひ乃ゝ多ゝこれより中洲邪吉藤乃村民多く

麻笹降りし紀多郡有松村竜乃宮ゝ大麻降り爲し
ちんと或い公宿より告けあるゝ小吏人多を問十九日より
大麻降りとて人ゝ乃ゝ多く拾ひ家店の糸
鯨而の糸ちんとりし老乃多ゝ大麻とちりとて
男女ゝ乃ゝ拝ゝ多ゝ伝ゝ之例諸所も他を後
亦乃諸國も亦同し鯨の怪異をいひしとゝ七月の
ゝ諸家同し拾ひ乃ゝ多ゝ拾ひ乃ゝ多ゝ是ひ
糸ゝ乃ゝ多ゝ乃ゝ多ゝ伝ゝ多ゝ度会延佳乃寛文六
年亦行ゝ八世ゝ古神道神異記二巻 より多く乃奇瑞を
載ゝ乃ゝ乃ゝ夫より つきゝ多ゝ乃ゝ多ゝ乃ゝ多ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ乃ゝ晋我國神宝乃降乃伝亟祝伝乃ゝ

いつりき中後一条院長元七年八月船を補祀た
神宮より宗竜乃内神宮乃杉樹より珠玉一顆を拾
て紀ノ奏し彩端を乃へ給ふ其後宗竜て補祀た
従三位ふちしたゆ位ふ宗像乃ふ亦後乗坊重源東大寺大
勧ノ職を補せらるる初度乃為ノ二所大神宮ノ宗
ふ昊天宮て二所ともに白珠をふりしき玉
一枚に仁和ふ納め一枚に郷乃二所ノ御ふ奉られ
と橘季茂見仕ふ亦一條院寛治二年
九月武蔵國見沢谷邑ノ幣帛乃内大牙海ノ異
法魂宣乃内あり形祝を立ノ是を奉る今
東北ノ神明社ノ此也とて土佐門院延徳元年

三月京洛吉田山ノ大神ふ花坊ふ乃ふ
ふ夫乃法神体ふる神宮数ふ光を放ち降下せ
ふ所と兼俱より奏て今神乃社を立ル
伊勢両宮ノ宜詔状を捧け彼語ふて上を囲
ふ為て穢ふ乃ふ遠いを祝を彼都せ乃ふ時
ふ神宮降乃ふ上ノ後也亦後成侯ふ
十九年八月九ふ太神ふ伊勢國野上山ノ降せ
ふ乃ふて託宣の事あり且奇怪乃神異も
を多く侍を月廿八日ふ神明山内ふ遷座ノ
必大地震動あり人とふ山ふ諸人恐乃
かて村ふより躍ふ奉乃同月廿八日大風

木をぬき暴雨石を飛し海嘯山動きたりしい祈祷を
府ちかくて人心懼しる法華ともに風雨強り
かゝりしかとも下諸躍を陳く西敵強ちかゝ
りしとちんを法験ゆより立く伊勢乃事をかせ
説ちを

○
乙酉雪夜友野尾三左乃法国大至ちかくて今
く拾ふを樹樹乃実すして奇異乃物すも何様
と人心怪をなむしりふと云伝く異乃ちに
いふもすくなし府下有司評定乃能度を古樹
樹あり彼降ちかとりふ実あるむすしく風な
法に義侍るを他所ゝ式本あるを所かるを形な

て拾ひ伝るあるふるちんとの焼て実ちやを実りん
異ひ乃ふなり所よもあり亦麦も降すとりふ事
乃異辞乃ことゝ為てかしたきめ也とも本実也
米とゝるを稲乃実の新していつまも老ふをこの
ちかとも人心をとゝめて乃こと恐て為ある
まいひ乃しを伝る七月四日市井乃更妖怪乃云を
想しを伝るいとゝして五穀を降せしる天文大
成ふ乃せしもかゝる新ちゝ郡国明屋ことを信及
本省赤山を降すとして西乃老乃人せりとゝ老人
法ゝ伝ゝ是もあ伝ちる本実ちてる伝ゝん亦七月ニ
四日乃沢毛降すとして白き毛いと長きを拾ふ事

ありこれいかりしより大雨降ぬ天豈
百穀果物を降さん地気乃昇りて雲となり雲
和して雨雪となりて降る此外何とか雨ふらん
あらんと俗説流てるあられ

内閣文庫
内閣文庫
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan